

倉吉市青少年問題対策協議会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第16号

倉吉市青少年問題対策協議会等条例の一部を改正する条例

倉吉市青少年問題対策協議会等条例（平成26年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
倉吉市青少年問題対策協議会等条例	倉吉市青少年問題対策協議会等条例
目次	
<u>第1章 総則（第1条）</u>	
<u>第2章 倉吉市青少年問題対策協議会（第2条－第9条）</u>	
<u>第3章 倉吉市いじめ問題調査委員会（第10条－第15条）</u>	
<u>第4章 倉吉市いじめ問題検証委員会（第16条－第21条）</u>	
<u>第5章 雑則（第22条・第23条）</u>	
附則	
第1章 総則	
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、倉吉市青少年問題対策協議会その他の組織の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、倉吉市青少年問題対策協議会その他の組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。
第2章 倉吉市青少年問題対策協議会	
（設置）	（青少年問題対策協議会の設置）
第2条 略	第2条 略
（所掌事務）	（所掌事務）
第3条 略	第3条 略
2 前項に掲げるもののほか、協議会は、 <u>青少年の問題に関し教育委員会が必要と認める事項（法第28条第1項の調査を除く。）</u> について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議する。	2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、 <u>次に掲げる事項について、調査し、及び審議する。</u>
	<u>（1）法第28条第1項の調査に関すること。</u> <u>（2）その他教育委員会が必要と認めること。</u>
（除斥）	（除斥）
第9条 略	第9条 略
第3章 倉吉市いじめ問題調査委員会	

(設置)

第10条 法第28条第1項の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、法第14条第3項の規定に基づき、倉吉市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第11条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前項の調査を行い、その結果を教育委員会に答申する。

(組織等)

- 第12条 調査委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
 - 3 委員は、当該諮問に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

- 第13条 調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第14条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 調査委員会の会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第15条 第8条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 倉吉市いじめ問題検証委員会

(設置)

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(いじめ問題検証委員会の設置)

第16条 略

第17条～第20条 略

(準用)

第21条 第8条の規定は、検証委員会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(庶務)

第22条 協議会及び調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

2 検証委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会、調査委員会又は検証委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会長又は委員長が協議会、調査委員会又は検証委員会に諮って定める。

第11条 略

第12条～第15条 略

(準用)

第16条 第8条の規定は、検証委員会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第17条 検証委員会の庶務は、生活産業部において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会又は検証委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会又は検証委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。